

令和7年度第4回碧南市選挙管理委員会会議録

- 第1 日 時 令和7年9月1日（月）午前10時
第2 場 所 碧南市役所2階 会議室2
第3 出席した委員 栗津委員長、岡本委員、高山委員、杉浦委員
第4 欠席した委員 無
第5 参会した職員 杉浦書記長、小笠原書記長代理、杉浦書記、牧野書記
第6 会議の概要 （午前10時 開会）

1 協議事項

- (1) 碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程等の一部を改正する規程について
- (2) 在外選挙人名簿の登録について
- (3) 選挙人名簿定時登録について

2 報告事項

第27回参議院議員通常選挙の投票状況について

3 その他

（午前11時15分 閉会）

上記は、令和7年度第4回碧南市選挙管理委員会の会議録である。

令和7年9月1日

委員長 栗 津 康 之

委 員 岡 本 耕 也

委 員 高 山 茂 久

委 員 杉 浦 直 美

[内容]

栗津委員長：ただいまから、令和7年度第4回碧南市選挙管理委員会を開催します。

それでは、1 協議事項 （1）碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程等の一部を改正する規程について事務局から説明をお願いします。

書記：〔資料1～4 ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

委員：この金額は何をもとに算出されていますか？

書記：3年に一度、国が市場単価をもとに見直しを行っております。ポスターの作成費、ビラの作成費、レンタカーや運転手に対する自動車に関する費用については公費負担になります。自動車に関する費用は今回改正がありませんでしたので、据え置きとしております。

委員：作成費はそれほど上がっていませんが、実費弁償のあたり幅が大きいですね。

碧南市でも同じ金額を用いるのはなぜですか？

書記：実費弁償については、市町村によって独自の金額を設定するところと、国に合わせるところがあり、碧南市は後者を採用しています。

委員：碧南市ではこれほど宿泊費等がかからないと思うのですが。

書記：これは上限であり、安価で済む場合は実費を支払うものになります。また、実費弁償に関しては市税から支出するものではなく候補者の負担です。収支報告書等であまりに高い金額を報告された場合には、指摘をすることになります。

各委員：了承しました。この議題について承認します。

栗津委員長：それでは、1 協議事項 （2）在外選挙人名簿の登録について事務局から説明をお願いします。

書記：〔資料5～7 ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

各委員：特にありません。

栗津委員長：それではこの議題については承認します。

栗津委員長：続いて、1 協議事項 （3）選挙人名簿定時登録について事務局から説明をお願いします。

書記：〔資料8, 9 ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

委員：表中の「登録の移し替え」とは何のことですか？

書記：市内で転居等をしたことで、投票区に変更があった方になります。

委員：選挙人の数はやはり減っていますね。

書記：そもそも日本人人口が減っているため、仕方ないと思います。

栗津委員長：よろしいでしょうか？ それではこの議題については承認します。

栗津委員長：次に、2 報告事項 第27回参議院議員通常選挙の投票状況について事務局から説明をお願いします。

書記：〔資料10、11ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

委員：全国の投票率はどのくらいでしたか？碧南市は高いほうですか？

書記：碧南市は、碧海5市では低いほうで、県内の平均よりは少し高いです。国の投票率は58.51%、県では60.15%でした。

委員：若い世代の投票率が高いですね。啓発活動が影響したのでしょうか。

委員：SNSの影響が大きいのかもしれませんね。国の情勢に不安があると、選挙に関心が増えるのでしょうか。

栗津委員長：よろしいでしょうか？ それではこの議題についての報告を終わります。

栗津委員長：それでは、3 その他について、なにかご意見はありますか？

書記：今回の参議院議員通常選挙では、全国各地でなりすまし投票のニュースがありました。以前からこの委員会においても本人確認についてご検討いただいております。

委員：県内の自治体でなりすまし投票があったとの報道を見ました。

委員：碧南市では現状、入場券をお持ちかお持ちでないかにかかわらず、宣誓書に記入すれば投票ができるようになっていますが、確かに、宣誓書を記入するだけで投票ができてしまうのでは、本人確認が十分とは言えないかもしれませんね。入場券の持参を必須にするべきではありませんか？

書記：入場券が郵便事故等で届かないといった声もあり、また入場券の持参は法令上投票の前提条件ではないため、入場券がなくても投票できる方法を採用しています。

委員：では、入場券がない場合のみ本人確認を行うという方法はどうか。

実際に本人確認をするとなると、こういった方法になりますか？

書記：投票にいらした方に、マイナンバーカードや免許証といった顔写真付きの身分証明書をご提示いただき、選挙人名簿に登録された住所・氏名・生年月日と一致するか確認することになると思います。ただし、顔写真付きの証明書を何もお持ちでない場合や、免許証の住所変更などが済んでいない場合など、本人確認が確実に行えないという理由で投票できなくなることは避けなければいけません。

委員：投票所入場時の手間が増えることで、投票所内の混雑や待ち時間の増加が予想されますね。

書記：今回のなりすまし事件を受けて、他市でも同様に本人確認方法について検討していくと思います。

委員：全国的に法改正などを検討する必要があるそうですね。

書記：また別の意見ですが、ご家族に障害があり家を出ることが難しいため、家の近くで投票できるようにしてほしいという意見をいただいております。

委員：要望のある全員の家の近くまで行くことは難しいですからね。郵便投票の制度は使えないのですか。

書記：郵便投票の要件は国で定められていますが、要件がかなり厳しく、ご意見をいただいた市民の方は要件に当てはまりませんでした。

委員：近隣他市で移動支援を行っている自治体はありますか。

書記：選挙当日のタクシー無料化や、移動期日前投票所を設置している市があります。

栗津委員長：なるほど。すぐには実現が難しいですが、こちらについても他市の事例や判断についてもう少し調査していきましょう。

栗津委員長：ありがとうございました。皆様から他に何かございますか？

他に議題、質問等無いようなので、これで令和7年度第4回碧南市選挙管理委員会を終了します。